

# 犯罪被害者の心の理解

## ～被害者の視点に立った支援とは～

橋本市は4月に「犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者が受けた被害の軽減や回復を図るための施策を総合的に推進します。  
誰もが犯罪被害者となり得ます。この機会に、犯罪被害者やその家族に寄り添う支援について考えましょう。

**日時** 2023年8月21日(月)

10:00～11:30

**会場** 橋本市民会館  
1階 ギャラリー

**定員** 定員80名

手話通訳・一時保育希望の方は8月14日(月)までにお申込みください。

**講師** 高野山大学文学部教育学科教授  
紀の国被害者支援センター訓練委員長  
うえの かずひさ  
上野 和久 氏

入場無料



### 申込方法

下記“参加申込書”をご利用の上、電話、郵送、FAXまたはメールでお申込み下さい。

電子申請(右の二次元コード)でも申込んでいただけます。

#### 【郵送先】

〒648-8585 橋本市 総合政策部 人権・男女共同推進室(住所不要)あて

TEL: 0736-33-1229(直通)

FAX: 0736-33-1665 E-mail: jincken@city.hashimoto.lg.jp



申し込みフォーム

主催：橋本市

### 研修会『犯罪被害者の心の理解～被害者の視点に立った支援とは～』参加申込書

氏名			
住所			
連絡先	手話通訳	希望する	希望しない
一時保育 申込み	氏名(ふりがな)	生年月日	性別
	氏名(ふりがな)	生年月日	性別